



1997年11月発行 第8号
つちや通信



紅葉の季節もそろそろ終わりを告げ、冬の便りが各地から少しずつ聞かれるようになってまいりました。年末が近づくとつれ、今年最後の行事である年末調整が始まります。昨年と同様、つちや通信で年末調整の準備をお知らせしますので、参考にして処理を行ってください。

源泉徴収簿

社会保険料の控除額、算出税額等の漏れがない様に記入して下さい。

斜線の部分(合計欄)の記入を必ずお願いします。

氏名	職名	所得割	社会保険料控除額	社会保険料控除額	社会保険料控除額	社会保険料控除額	社会保険料控除額	社会保険料控除額	社会保険料控除額	社会保険料控除額	社会保険料控除額	社会保険料控除額	社会保険料控除額	社会保険料控除額	社会保険料控除額
1	1/24	349,000	44,833	304,167	3	7,110	7,110								
2	2/25	349,000	44,833	304,167	3	7,110	7,110								
3	3/25	349,000	44,833	304,167	3	7,110	7,110								
...															
計 7,110 4,870,000 8,160 671,840 3 53,727 62,237															

住宅取得特別控除申告書

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(借入を行った金融機関発行)の添付が必要。

※最初の年度分については、確定申告にて控除となります。

～一口メモ～ 物件購入費用が経費計上出来る為の条件

- ※1個、1組又は1そろいの取得価格が20万円未満のもの
- 《例》
- カーテン … 1室ごと
 - 組立式棚 … 全体
 - 応接セット … テーブル、椅子数脚
 - 事務机、椅子 … 各1台
- 《例》
- 本体価格 195,000円 消費税 9,750円の場合
 - 税抜き処理の場合
 - 取得価格 = 195,000円 (< 200,000円) 損金算入
 - 税込み処理の場合
 - 取得価格 = 204,750円 (≥ 200,000円) 資産計上

※使用可能期間が1年末未満のもの
注意: どちらか一方の条件を満たせば経費計上可。消費税の処理方法は担当にお尋ね下さい。

扶養控除等(移動)の申告

- 扶養控除の対象となる人
- ・給与収入だけの場合 本年中の収入金額が103万円以下の人
 - ・年金収入だけの場合 本年中の収入金額が108万円以下の人(65歳未満) 本年中の収入金額が178万円以下の人(65歳以上)

扶養控除等(移動)の申告へ収入金額の記入が必要!!

昨年と比べ移動(変更)のあった人は、特に注意して下さい。

保険料控除申告書・配偶者特別控除申告書

保険料控除申告書と、配偶者特別控除申告書の様式が、今年度から兼用様式になりました。

※保険料控除申告書

- 生命保険控除証明書
- 損害保険控除証明書
- 小規模企業共済掛金控除証明書

添付必要

9年中に支払った国民健康保険・国民年金・国民年金基金の額

※配偶者特別控除申告書

- 配偶者に収入金額がある場合で、下記に該当する人は収入金額の記入が必要!
- 配偶者が、給与収入だけの場合 → 本年中の収入金額が141万円未満の人
 - 配偶者が、年金収入だけの場合 → 本年中の収入金額が

- 1,513,334円未満の人(65歳未満)
- 2,160,000円未満の人(65歳以上)

(裏面)

○ 配偶者の合計所得金額(見額)の計算表

所得の種類	収入金額等②	必要経費等③	所得金額(②-③)
給与所得 ①	950,000	650,000	300,000
事業所得 ②			
雑所得 ③			
配当所得 ④			
不動産所得 ⑤			
退職所得 ⑥		(退職所得控除額)	(⑥-⑤)× $\frac{1}{2}$
①-⑥以外の所得 ⑦		(うち特別控除額)	(一時所得又は長期譲渡所得は $\frac{1}{3}$)
合計所得金額(①-⑦)			A 300,000円

申告書裏面の配偶者の合計所得金額の計算表へ記入。→

その他

- ※今年他社で給与を受け取った人は、前職分の源泉徴収票の添付が必要。
- ※その他基本的な仕組みは、昨年と同じです。

※今年特別減税はありません。